

「第3次宇都宮市環境基本計画」について

1 策定の目的

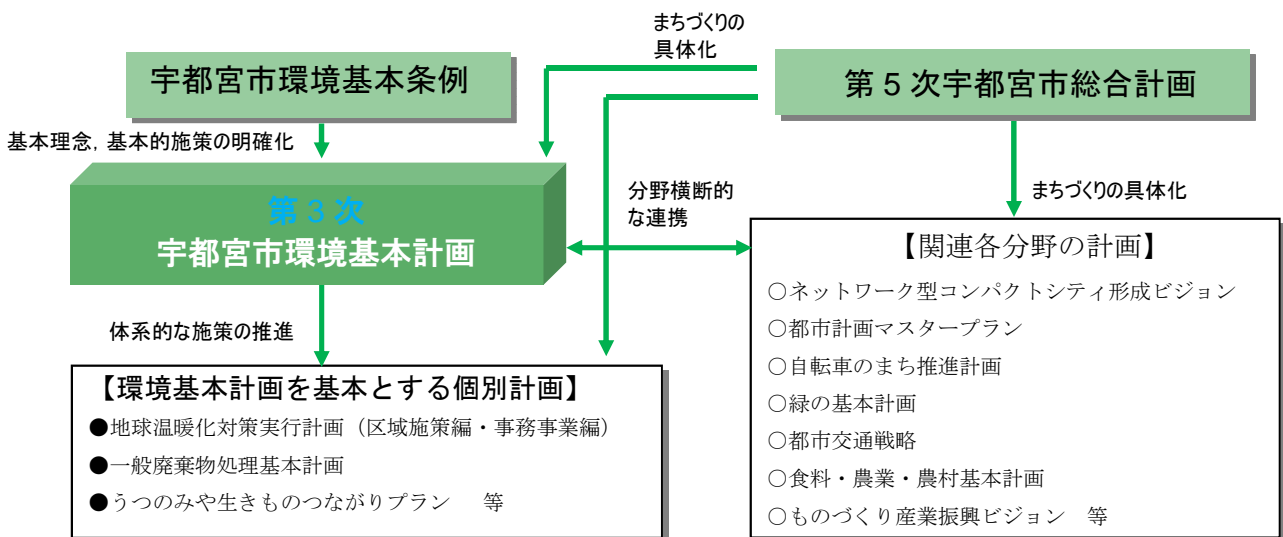
- 本市では、平成23年3月に「第2次宇都宮市環境基本計画」を策定し、低炭素のまち、循環利用のまち、調和と共生のまちの形成に資する様々な取組を進めてきたところである。
- このような中、本市における環境課題については、進行する地球温暖化への対応や、東日本大震災を契機とした安全で快適な日常生活に係る市民ニーズへの対応、また、人口減少社会の到来などを見据えた本市のまちづくりへの環境面からの貢献など、ますます多様化・高度化している。
- こうした状況に対応するためには、様々な分野と連携した環境施策の展開が必要となっており、市民・事業者、行政が共通の認識を持ち連携しながら環境施策に取り組むため、新たな第3次宇都宮市環境基本計画を策定する。

2 策定経過

- 平成26年 3月～ 宇都宮市環境審議会 諮問（計4回）
- 4月～ 宇都宮市環境基本計画推進委員会
（作業部会6回，幹事会4回，委員会4回）
- 6月～ 基礎調査（現状分析，市民・事業者アンケート調査 等）及び
環境都市像の検討
- 10月～ 宇都宮市環境基本計画の改定に係る学識経験者との懇話会（計5回）
- 平成27年 3月 宇都宮市環境審議会 中間答申
- 8月～ 関係部長会議（計2回）

3 計画の位置づけ

- 第5次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）の分野別計画「市民の快適な暮らしを支えるために」の基本施策「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」を実現するための計画
- 宇都宮市環境基本条例第11条に規定する環境行政上の総合計画



4 計画期間

- ・ 今後の人口減少や、東日本大震災を契機とした市民ニーズの変化、国のエネルギー施策の変化など、本市の環境行政を取り巻く社会動向は大きく変化しており、より具体的な環境都市の姿を明らかにしながら他分野との連携の視点を組み入れた様々な環境施策を展開することが求められていることから、全面的な計画改定を行い、新たに第3次宇都宮市環境基本計画を策定する。
- ・ 複雑化・多様化する環境課題の解決に向けた取組を総合的かつ着実に進めるためには、中長期を見据えて取り組んでいく必要があることから、計画期間は10年間とする。

【計画期間】平成28年度から平成37年度までの10年間

前期：平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）

後期：平成33年度（2021年度）から平成37年度（2025年度）

5 計画の内容・特徴

(1) 内容

「第3次宇都宮市環境基本計画」概要版 ※資料1-1参照

「第3次宇都宮市環境基本計画」本編 ※資料1-3参照

(2) 特徴

① “環境都市の姿”の明確化

市民・事業者と共通認識を持って環境の創造・保全に着実に取り組むため、基本理念に掲げている2050年頃を見据えた将来の“環境都市の姿”とそのイメージ図を明確化

② 持続可能な環境都市の実現に向けた重点戦略の設定

環境都市の実現に向け、前期計画期間で特に高い効果が期待できる、特徴的な取組を、「ひと」、「まち」、「しくみ」の視点に立ち「重点戦略」として設定し、優先的に展開

（ひと）市民・事業者の主体的な実践行動の拡大

- ・ 地域の環境創造の中心となる人材育成に向け、環境保全活動を主体的に実践できる次世代の人材育成
- ・ 中核市トップクラスの普及度を誇る太陽光発電など再生可能（創）エネルギーと、蓄エネルギーの利活用促進策を新たに展開し、自立・分散型によるエネルギーの安定供給と、安心・安全な生活環境の確保に資する取組を強化

（まち）環境負荷の少ない都市空間の形成

ネットワーク型コンパクトシティのまちづくりと連動し、エネルギーの効率的な利用が図られる街区形成に向けた取組や、都市と自然の共生に向けた取組の強化を図るとともに、交通ネットワークにおける環境負荷低減に資する取組を強化

（しくみ）地域特性を活かした取組の拡大

市民・事業者の主体的な実践活動を先導するための市有施設における創エネルギー・蓄エネルギーの導入に係る市の率先行動を位置付けるとともに、今後の社会、経済動向を見据え、中長期を視野に入れた、地域と連携したごみの更なる資源化や、産学官の連携による新たな環境技術の活用に向けた調査研究などを積極的に計上

6 今後のスケジュール

平成27年12月7日～

パブリックコメントの実施（～1月まで）

平成28年 2月

環境審議会（最終答申）

3月

庁議決定